

お客様各位

豊田信用金庫

「とよしんインターネット支店」口座開設お申込み方法変更のご案内

平素より豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫の「とよしんインターネット支店」(店番：088)は、非対面での口座開設を取扱っていますが、2027年4月に施行される「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)」規則の改正に対応するため、口座開設申込み方法を下記の通り変更いたします。

お客様にはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 取扱変更日時

2026年6月15日(月曜日)午前9時～

2. 取扱変更後の口座開設申込み方法について

＜事前のご準備＞「スマートフォン」・「マイナンバーカード」をご準備ください。

【手順1】スマートフォンに「とよしんアプリ」をダウンロードしていただきます。
※AppStore、GooglePlayよりアプリをダウンロードしていただきます。

【手順2】アプリ「TOPページ」⇒「とよしんインターネット支店」から、「口座開設」をタップ、各種規約の確認をします。

【手順3】口座開設申込の情報、インターネットバンキングの申込情報をご入力いただきます。

【手順4】ご本人様確認情報の申請として、「マイナンバーカード」のICチップ情報を「専用アプリ」から送信いただき、お申込み完了となります。

◎お申込みから2週間ほどで、口座番号などのご案内を郵便でお送りします。

※詳しい手順などについては、取扱変更日時以降に豊田信用金庫ホームページ「とよしんインターネット支店」ご案内ページをご参照ください。

3. お客様向け利用規定の変更について

「とよしんインターネット支店」の口座開設申込方法の変更に伴い、「とよしんインターネット支店取引規定」を改正いたします。

改正日：2026年6月15日(月曜日)

※改正内容は、次ページ以降の「とよしんインターネット支店取引規定新旧対照表」を参照願います。

以上

本件に関するお問い合わせ先

豊田信用金庫

とよしんインターネット支店

電話：0120-153-088

(受付時間 平日9:00～17:00)

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p>2. (取引の開始)</p> <p>(1) 当支店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に住所を有する 満 <u>20</u> 歳以上の個人とし、お客さまご本人の名義でのみ取引いただけるものとしします。</p> <p>(2) 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の <u>申込書に必要事項を記入のうえ 当金庫所定の必要書類を添えて申込み</u>、当金庫がこれを受領し所定の手続きが完了した場合 に開始されるものとしします。</p> <p>(3)～(8) . . . 略 . . .</p>	<p>2. (取引の開始)</p> <p>(1) 当支店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に住所を有する 満 <u>18</u> 歳以上の個人とし、お客さまご本人の名義でのみ取引いただけるものとしします。</p> <p>(2) 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の <u>手続で利用申込みを行い</u>、当金庫がこれを受領し所定の手続きが完了した場合 に開始されるものとしします。</p> <p>(3)～(8) . . . 略 . . .</p>
<p>3. (お届け印)</p> <p>(1) . . . 略 . . .</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>3. (お届け印)</p> <p>(1) . . . 略 . . .</p> <p><u>(2) 2026年6月15日以降に当支店ご利用をお申込みのお客さまは、前項に関わらず印鑑の届出なしで取引を開始できます。ただし、次の取引を行う場合は、印鑑の届出が必要となります。</u></p> <p><u>①法令等により印鑑押印が必要な取引</u></p> <p><u>②その他当金庫所定の取引</u></p> <p>(3) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>5. (当支店との取引方法)</p> <p>(1) お客さまは本規定に基づき、次の方法で当支店と取引を行うことができます。なお、原則として、当金庫本支店の窓口での取引はできません。</p> <p>① <u>当支店ホームページにおける</u> 口座開設申込事項入力</p> <p><u>インターネットを通じたパソコン端末および</u> 当金庫所定の情報提供サービス対応の携帯電話 (スマートフォン) を使った口座開設申込事項入力。</p> <p>②～③ . . . 略 . . .</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>5. (当支店との取引方法)</p> <p>(1) お客さまは本規定に基づき、次の方法で当支店と取引を行うことができます。なお、原則として、当金庫本支店の窓口での取引はできません。</p> <p>① 口座開設申込事項入力</p> <p>当金庫所定の情報提供サービス対応の携帯電話 (スマートフォン) を使った口座開設申込事項入力。</p> <p>②～③ . . . 略 . . .</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p>6. (取引明細・残高証明書当取引明細・残高証明書等)</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当支店にお申し出ください。なお残高証明書発行にあたっては、当金庫所定の手数料が必要になります。</p> <p>(3) お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じて、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>6. (取引明細・残高証明書当取引明細・残高証明書等)</p> <p>(1) ……略……</p> <p><u>(2)「とよしんアプリ」で「通帳レス」機能を登録した場合、登録日以降の取引明細が10年間分確認できません。</u></p> <p>(3) 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当支店にお申し出ください。なお残高証明書発行にあたっては、当金庫所定の手数料が必要になります。</p> <p>(4) お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じて、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>13. (自動機支払いの取扱い)</p> <p>(1) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p>(追加)</p> <p>(2)～(4) ……略……</p>	<p>13. (自動機支払いの取扱い)</p> <p>(1) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。</p> <p><u>ただし、第3条第2項に定められた印鑑の届出なしに開設された口座については、自動支払いの取扱いにつき印鑑の届け出が必要な場合は、印鑑の届出がないまま自動支払いを行うことはできません。</u></p> <p>(2)～(4) ……略……</p>
<p>14. (振込み等の取扱い)</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) <u>前3、4項</u>の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p>	<p>14. (振込み等の取扱い)</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) <u>前二項</u>の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p>
<p>23. (反社会勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第25条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>23. (反社会勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第25条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p>24. (取引の制限等)</p> <p>(1)～(2)・・・略・・・</p> <p>(3)前<u>2</u>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<u>2</u>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>	<p>24. (取引の制限等)</p> <p>(1)～(2)・・・略・・・</p> <p>(3)前<u>二</u>項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたとき当金庫が認める場合、前<u>二</u>項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p>
<p>25. (解約)</p> <p><u>1.</u>当支店の普通預金、その他の当支店との取引を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当支店における普通預金口座を解約された場合、当支店とのすべての取引は解約されたものとみなします。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>2.</u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p><u>(1)</u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。</p> <p><u>(2)</u>この預金の預金者が第22条に違反した場合。</p> <p><u>(3)</u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p><u>(4)</u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</p>	<p>25. (解約)</p> <p><u>(1)</u>当支店の普通預金、その他の当支店との取引を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当支店における普通預金口座を解約された場合、当支店とのすべての取引は解約されたものとみなします。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2)</u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p><u>①</u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。</p> <p><u>②</u>この預金の預金者が第22条に違反した場合。</p> <p><u>③</u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</p> <p><u>④</u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p><u>3.</u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停の預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p><u>(1)</u>預金者が口座預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p><u>(2)</u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <p><u>①</u> 暴力団</p> <p><u>②</u> 暴力団員</p> <p><u>③</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>④</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>⑤</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>⑥</u> その他前各号に準ずる者</p> <p><u>(3)</u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。</p> <p><u>①</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>②</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>③</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>④</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>⑤</u> その他前各号に準ずる行為その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>4.</u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(1)</u>本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき。</p> <p><u>(2)</u>取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき。</p>	<p><u>(3)</u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停の預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p><u>①</u>預金者が口座預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p><u>②</u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。</p> <p><u>A</u> 暴力団</p> <p><u>B</u> 暴力団員</p> <p><u>C</u> 暴力団準構成員</p> <p><u>D</u> 暴力団関係企業</p> <p><u>E</u> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><u>F</u> その他前各号に準ずる者</p> <p><u>③</u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。</p> <p><u>A</u> 暴力的な要求行為</p> <p><u>B</u> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><u>C</u> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><u>D</u> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p><u>E</u> その他前各号に準ずる行為その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>(4)</u>次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>①</u>本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき。</p> <p><u>②</u>取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき。</p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p><u>(3)</u>お客様の責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客様の所在が不明になったとき。</p> <p><u>(4)</u>支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき。</p> <p><u>(5)</u>前記<u>(1)</u>から<u>(4)</u>のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき。</p> <p><u>5.</u>解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収利息がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。</p> <p><u>6.</u>当支店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。</p> <p><u>7.</u>口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当金庫は当支店の口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当金庫より届出の住所・氏名届出の住所・氏名あてに通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</p> <p><u>8.</u>この預金が、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。なお、預金残高が10,000円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略できるものとします。</p> <p><u>9.</u>第25条第2項から第4項および第8項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等を提出または保証人を求むこの場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等を提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p><u>③</u>お客様の責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客様の所在が不明になったとき。</p> <p><u>④</u>支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき。</p> <p><u>⑤</u>前記<u>①</u>から<u>④</u>のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき。</p> <p><u>(5)</u>解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収利息がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。</p> <p><u>(6)</u>当支店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。</p> <p><u>(7)</u>口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当金庫は当支店の口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当金庫より届出の住所・氏名届出の住所・氏名あてに通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。</p> <p><u>(8)</u>この預金が、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。なお、預金残高が10,000円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略できるものとします。</p> <p><u>(9)</u>本条第2項から第4項および第8項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等を提出または保証人を求むこの場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等を提出または保証人を求めることがあります。</p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p>28. (休眠預金等活用法)</p> <p>1. (休眠預金等活用法にかかる資金の移管)</p> <p><u>(1) 当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、最終異動日等から10年を経過した預金等を預金保険機構に移管します。</u></p> <p>2. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)</p> <p><u>(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の移動等があった日</u></p> <p><u>② 預金者から公告された預金等に対する情報提供の求めがあった日（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている場合に限ります。）</u></p> <p><u>③ 預金者等の申出による契約内容、顧客情報の変更があった日（キャッシュカードの再発行）</u></p> <p><u>④ 預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領、および犯罪収益移転防止法の本人確認で取引記録を作成したこと</u></p> <p><u>A 当金庫名称、及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称</u></p> <p><u>B 預金等の種別</u></p> <p><u>C 口座番号その他預金等の特定に必要な事項</u></p> <p><u>D 預金等の名義人の氏名又は名称</u></p> <p><u>E 預金等の元本の額</u></p> <p><u>⑤ 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として、次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p>	<p>28. (休眠預金等活用法)</p> <p><u>(1) (休眠預金等活用法にかかる資金の移管)</u></p> <p><u>① 当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、最終異動日等から10年を経過した預金等を預金保険機構に移管します。</u></p> <p><u>(2) (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)</u></p> <p><u>① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p><u>A 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>B 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日</u></p> <p><u>C 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。</u></p> <p><u>D この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p><u>⑥ 当金庫が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日まで通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り。</u></p> <p><u>⑦ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>(2)前項2.(1)⑤において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める日とします。</u></p> <p><u>① 定期預金において、預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること／当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</u></p> <p><u>② 自動継続扱いの預金で、初回の満期後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日</u></p> <p><u>A 前項2.(1)②、④、⑥の事由が生じたこと</u></p> <p><u>(3)この預金について強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みません。）の対象となったこと／当該手続が終了した日</u></p> <p><u>3.（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p>	<p><u>②第2項第1号Bにおいて、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次のAに掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該Aに掲げる事由に応じ、当該Aに定める日とします。</u></p> <p><u>A この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みません。）の対象となったこと／当該手続が終了した日</u></p> <p><u>(3)（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p>

《とよしんインターネット支店取引規定 新旧対照表》

改正前	改正後
<p><u>(2)前項 3. (1)</u>の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p><u>(3)</u>預金者等は、<u>前項 3. (1)</u>の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p><u>①</u>この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</p> <p>(追加)</p> <p><u>②</u>この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと。</p> <p><u>③</u>この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p><u>(4)</u>当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって<u>前項 3. (3)</u>による休眠預金等代替金の支払いすることを約します。</p> <p><u>①</u> 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p>(追加)</p>	<p><u>②前号</u>の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</p> <p><u>③</u>預金者等は、<u>第3項第1号</u>の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。</p> <p><u>A</u> この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</p> <p><u>B</u> <u>この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が該当支払の請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p><u>C</u> この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p><u>D</u> この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</p> <p><u>④</u>当金庫は、次の<u>AからC</u>に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって<u>第3項第3号</u>による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</p> <p><u>A</u> 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p><u>B</u> <u>この預金について、第3項第3号Bに掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p>

以上